

妊婦健康診査交通費等助成事業について

～妊婦健康診査を受診するための交通費等を助成します。～



【助成対象者】

江田島市内に住所を有し、江田島市で妊婦一般健康診査補助券の交付を受けた者

【助成内容】

母子（親子）健康手帳交付時または、転入時等に交付する、妊婦一般健康診査補助券と同じ枚数のクーポン券を交付します。バスを利用する場合は、バス専用のクーポン券を交付しますので、交付場所で交付を受けてください。

※手続きの際は、母子（親子）健康手帳等の出産予定日がわかるものを持参してください。

【利用方法】

クーポン券の利用は、原則、受診日に限ります。

※ただし、特別な理由で受診日以外に利用した場合は、申立書の提出を受けて、利用の可否を決定します。その他、医療機関等からの指示により、受診が必要となった場合は、子育て支援課までお問い合わせください。

詳しい利用方法については、クーポン券綴り及び裏面の利用例をご覧ください。

公共交通機関を利用する場合

受診当日、公共交通事業者へ、クーポン券を渡すと運賃が無料となります。

※フェリーを利用する場合、6m未満の車両及び同伴する小児（小学生以下）も助成対象です。

公共交通事業者（R8.4.1 現在）

上村汽船(株)、さくら海運(株)、瀬戸内シーライン(株)、
江田島バス(株)

クーポン券交付場所

子育て支援課、保健医療課(市役所本庁2階)
各市民センター、三高支所

公共交通機関以外を利用する場合（自家用車使用または里帰り先で妊婦健診を受診した場合）

負担軽減措置として、1回の受診に対し1,000円を助成します。

フェリー・高速船乗車専用無料クーポン券について、往復ともに、券を利用しなかった場合に請求できます。受診日から6か月以内に、次の書類を揃え提出してください。

ただし、バス乗車用クーポン券は対象となりません。

提出書類

- (1) 江田島市妊婦健康診査交通費等助成金支給申請書（様式第1号）
- (2) 受診日の確認できるもの（母子健康手帳「妊娠中の経過」写し）
- (3) 振込先の通帳の写し（通帳表紙の裏面）
- (4) 未使用のクーポン券

【お問合せ先】江田島市 子育て支援課（☎ 0823-42-2852）

～ クーポン券の利用例 ～

クーポン券の利用例です。参考にしてください。

なお、不明な点がございましたら、子育て支援課までお問い合わせください。



- 行き、帰りとも、A会社の船に乗船した場合
→ 行き帰りともに助成対象となります。
- 行きはA会社の船に乗船、帰りはB会社の船に乗船した場合
→ 行き帰りともに、助成対象となります。
行きと帰りで違う船の会社を利用した場合も対象となります。
- 行きはA会社の船に乗船、受診後に広島市内の実家に1泊し、翌日A会社の船に乗船した場合
→ 行きは助成対象となりますが、帰りは、受診日以外のため助成対象になりません。
- 行きはA会社の船に乗船、帰りは自家用車で陸路を経由した場合
→ 行きは助成対象となりますが、帰りは助成対象になりません。
なお、帰りの利用しなかったクーポン券については、公共交通機関を利用しない場合の負担軽減措置（1回の受診に対する1,000円）の対象にはなりません。
- 行き帰りとも、バスと船を利用
→ 行き帰りともに助成対象になります。ただし、バス利用時は、バス専用のクーポン券を利用してください。
- 付添人が運転手となった場合
→ 妊婦本人以外の運賃は対象になりません。ただし、同伴する小児（小学生以下）は対象になります。

この事業について説明を受け、クーポン券を受け取りました。

受診状況について、江田島市が医療機関又は助産所に確認することに同意します。

年 月 日

氏名 _____